

令和5年4月利用分から

クロスパル高槻

# 利用料金等が変わります

高槻城公園芸術文化劇場の開館に合わせて、クロスパル高槻・文化ホール・生涯学習センターの利用料金等が変わります。令和5年4月以降の利用分からが対象です。

## 利用料金

諸室等（1時間につき）

施設名	R5.3までの利用料金	R5.4以降の利用料金	施設名	R5.3までの利用料金	R5.4以降の利用料金
201会議室	710円	800円	401会議室	710円	800円
遊の工房	410円	490円	402会議室	710円	800円
創の工房	680円	770円	視聴覚室	1,420円	1,620円
301会議室	550円	620円	和室	720円	830円
302会議室	550円	620円	多目的スタジオ	1,480円	1,700円
303会議室	520円	600円	702会議室	1,910円	2,180円
音の工房	560円	630円			

ギャラリーはなみずき（1区分につき）

ギャラリーはなみずき	31,420円	37,000円
------------	---------	---------

※クロスパル高槻のその他施設の利用料金については、現行どおりです。

## 利用日の変更・取消

■日程変更、取消ができる期間

施設名	R5.3までの利用分	R5.4以降の利用分
諸室	7日前まで	現行どおり
イベントホール	7日前まで	4ヶ月前まで
ギャラリーはなみずき	20日前まで	4ヶ月前まで

■還付割合（期間内に取消した場合）

施設名	R5.3までの利用分	R5.4以降の利用分
諸室	7割	5割
イベントホール	7割	8割
ギャラリーはなみずき	7割	8割

※有料入場加算、営利加算、附属設備利用料金は全額お返しします。

## 利用料金の加算

### ■市外者加算（現行どおり）

利用者が市外居住者の場合は、利用料金の5割を加算します。

### ■有料入場加算（加算基準と割合が変わります）

入場料その他これに類するものを徴収する場合は、その金額に応じて利用料金の10割または20割を加算します。

※入場料等の金額に段階がある場合は、最高金額が基準額となります。

### ■営利加算（新たに適用されます）

商業宣伝、営業、商品・サービスの説明、展示または販売やその他これらに類する目的を持って利用する場合は、利用料金の10割を加算します。

### 加算適用後の利用料金一覧表

市内／市外	営利／非営利	入場料等の最高金額	加算	加算を含めた利用料金
市内	営利	0円～6,000円	10割	利用料金×2
		6,001円～	20割	利用料金×3
	非営利	0円～3,000円	なし	利用料金のみ
		3,001円～6,000円	10割	利用料金×2
	6,001円～	20割	利用料金×3	
市外	営利	0円～6,000円	15割	利用料金×2.5
		6,001円～	25割	利用料金×3.5
	非営利	0円～3,000円	5割	利用料金×1.5
		3,001円～6,000円	15割	利用料金×2.5
		6,001円～	25割	利用料金×3.5

※有料入場加算と営利加算の二重加算は行いません。

文化ホール・生涯学習センターについては、各施設にお問い合わせください。

クロスパル高槻：072-685-3721

高槻現代劇場（文化ホール）：072-671-1061

生涯学習センター：072-674-7700